

税務課からのお知らせ

平成27年度町県民税などの申告について

平成27年1月1日現在黒潮町に住所がある20歳以上の方全員に、申告書をお送りしています。

申告書が届いた方は、前年の1月から12月までの1年間の収入などについて申告が必要です。

この申告書は国民健康保険税・介護保険料の申告書も兼ねていますので、収入が無い場合でも、その旨記載して提出してください。

申告結果は、町県民税を適正に課税するための基礎資料となるほか、国民健康保険税および介護保険料の算定資料としても使います。また、所得証明書などの税務証明の基礎資料としても使いますので必ず申告してください。

◆申告に必要なもの

- ① 印鑑（認印）
- ② 収入や経費が分かるもの（給与支払報告書、公的年金などの源泉徴収票、自営業の方は収支が分かるもの）
- ③ 生命保険や地震保険の控除証明書
- ④ 国民年金などの支払証明書

⑤ 医療費の領収書

⑥ 住宅取得特別控除を受けられる場合は、金融機関の年末残高証明書

◆提出期限 3月16日（月）

※申告書の提出が無い場合は、国民健康保険税の軽減措置が受けられない、所得証明書などの交付ができない、各種税額控除が受けられない、などの場合があります。

※申告に必要な書類などの確認や申告の要否については、お気軽にお問い合わせください。

忘れていませんか？

軽自動車などの廃車手続き

乗らなくなったり、乗れなくなった原動機付自転車や軽自動車でも、3月31日までに廃車手続きをしないと、平成27年度も軽自動車税がかかります。

あなたの家にそんな車がありましたら、早めの手続きをお勧めします。

なお、次の表のとおり、車の種類によって手続き先が異なりますので、ご注意ください。

軽自動車などの種類	手続き・連絡先
○原動機付自転車（125cc以下） ○小型特殊自動車（農耕作業用のもの、トラクターなど）	黒潮町役場 本庁 税務課 住民税係 ☎43-2816（課直通） 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第1係 ☎55-3111（直通）
○軽自動車	軽自動車検査協会（高知市長浜） ☎050-3816-3125
○125cc超～250cc以下のバイク	高知県軽自動車協会（高知市長浜） ☎088-842-4311
○250ccを超えるバイク	高知運輸支局（高知市大津） ☎050-5540-2077

農耕車も
軽自動車税がかかります！

農耕車とは、トラクター・乗用装置付きのコンバイン・運搬車両などの農耕作業用自動車など、大きさに関係なく乗用装置が付き、時速35km未満で走行するものです。

これらの農耕車は、道路を走らなくても軽自動車税がかかります。農耕車を登録されていない方は、本庁税務課または佐賀支所地域住民課の窓口へ登録の届出をしてナンバーの交付を受けてください。農耕車を買い替え、廃車したときも、担当窓口で手続きをしてください。

◆登録に必要なもの

- 所有者の印鑑（認印）
- 車名
- 車体番号
- 総排気量

※代理の方が届出をする場合は、代理の方の印鑑（認印）も必要になります。

軽自動車税の減免について

障がい者のために使用する車で、次の要件を満たす場合は、申請により軽自動車税の減免を受けられます。

◆対象となる車両

- 障がい者が所有し、自らが運転する車
- 障がい者（18歳未満の身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者）と生計を同じくする方を含

